

北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画の改定について

本年3月に、第3次男女平等参画基本計画を策定したこと、また、平成26年7月に策定した現行の「第3次配偶者暴力防止基本計画」が平成30年度で計画期間を終了することから、平成30年度中に新たに「第4次配偶者暴力防止基本計画」を策定する。

【計画の策定状況等】

計画の名称	策定年月	計画期間	備考
北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画	H18.3	H18～H20 (3年間)	H16.12、国が基本方針を策定
第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画	H21.3	H21～H25 (5年間)	H20.1、基本方針改定
第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画	H26.7	H26～H30 (5年間)	H25.6、法改正 H26.1、基本方針改定

1 基本計画の改定にあたっての考え方

- (1) 国の基本方針に即して策定する。
- (2) 第3次配偶者暴力防止基本計画をベースとする。
- (3) 第3次配偶者暴力防止基本計画の策定以降の社会情勢の変化を踏まえるとともに、平成30年度に実施する道民意識調査の結果を反映し策定する。
- (4) 道民にわかりやすい、内容となるように努める。

2 第4次配偶者暴力防止基本計画（たたき台）の構成

第1 計画の趣旨	1 計画策定の趣旨 2 計画の位置づけ 3 計画の期間
第2 配偶者からの暴力の現状	1 被害の状況 2 相談等の状況 (1) 全国の状況、 (2) 北海道の状況 (3) 全国との比較
第3 施策の概要	1 基本的な考え方 2 施策の体系
第4 基本的な方向と具体的な取組	I 配偶者からの暴力の根絶 目標1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発 目標2 被害者の発見や相談体制の充実 目標3 安全な保護のための体制の整備・充実 目標4 被害者の自立の支援 目標5 関係機関、団体相互の連携協力 目標6 職務関係者の研修、人材育成等の充実 目標7 苦情への適切な対応 II 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

3 第3次計画からの主な変更点

- (1) 配偶者からの暴力の現状（相談、一時保護、保護命令）について、全国との比較を記載。
- (2) 目標2において、性暴力被害者む支援センター北海道（さくらこ）との連携について記載。
- (3) 「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に係る施策の方向を示す計画であることから、DV以外の暴力（性暴力、ストーカー、セクハラ）に関しての取組を記載。